

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月4日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 財産の種類及び数量 | 高規格救急自動車 1台 |
| 2 取得の方法 | 随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第8号） |
| 3 取得金額 | 金 29,997,000円 |
| 4 取得の相手方 | 所在 霧島市隼人町真孝37番1号
氏名 鹿児島トヨタ自動車株式会社 隼人店
店長 中村 光伯 |

（提案理由）

寄附金等を財源として、霧島市消防局北署に配備予定としている高規格救急自動車を購入するため、財産を取得しようとするものである。

（参照）入札状況は、別紙のとおり。

(別紙)

高規格救急自動車 1台

1 入札状況

入札者氏名	入札金額	再入札金額	備考
鹿児島トヨタ自動車株式会社 隼人店 店長 中村 光伯	27,500,000円	27,400,000円	予定価格に達しな かったため、落札 者なし。
鹿児島日産自動車株式会社 国分店 店長 西屋敷 健	辞退	—	
鹿児島森田ポンプ株式会社 代表取締役 尾曲 昭二	29,500,000円	辞退	

2 随意契約の締結

2回目の入札において最も低い価格を提示した鹿児島トヨタ自動車株式会社隼人店（店長 中村 光伯）と、地方自治法施行令第167条の2第8号の規定により、契約金額27,270,000円（消費税額2,727,000円）で随意契約を締結する。